

改正

令和 4 年 3 月 2 日告示第22号

名張市多面的機能支払交付金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）及び同法に基づく命令、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年 4 月 1 日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年 4 月 1 日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知。以下「国要領」という。）並びに三重県多面的機能支払事業実施要領（平成27年 4 月 1 日制定）に基づいて、活動組織等が行う活動に要する経費に対し、予算の範囲内において名張市多面的機能支払交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、名張市補助金等の交付に関する規則（昭和44年規則第 4 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 活動組織等 本市の区域内において多面的機能発揮促進事業（法第 3 条第 3 項に規定する多面的機能発揮促進事業のうち、同項第 1 号に掲げるものをいう。）を実施しようとする農業者団体等（同項に規定する農業者団体等をいう。）であって、国要綱別紙 5 に定める広域活動組織又は国要綱別紙 6 に定める活動組織をいう。
- (2) 農地維持活動 国要綱別紙 1 により農地維持支払交付金の交付の対象となる農地維持活動をいう。
- (3) 資源向上活動 国要綱別紙 2 により資源向上支払交付金の交付の対象となる資源向上活動をいい、次のア又はイの活動に応じて区分する。
 - ア 資源向上活動（共同） 国要綱別紙 2 第 4 の 1 に規定する地域資源の質的向上を図る共同活動をいう。
 - イ 資源向上活動（長寿命化） 国要綱別紙 2 第 4 の 2 に規定する施設の長寿命化のための活動をいう。
- (4) 組織の広域化・体制強化 国要綱別紙 2 第 4 の 3 に規定する組織の広域化・体制強化をい

う。

(5) 事業計画 法第7条第1項の規定により作成された事業計画をいう。

(交付の対象及び交付額)

第3条 交付金の交付の対象となる活動（以下「交付対象活動」という。）及び交付額の上限は、別表1に掲げるとおりとし、活動組織等の事業計画が認定された年度の4月1日以降に実施した活動について交付の対象とする。

(申請手続)

第4条 交付金の交付を受けようとする活動組織等は、名張市多面的機能支払交付金交付申請書(様式第1号)に収支予算書(様式第2号)を添えて、市長が定める期日までに提出することにより申請しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請(第7条において単に「申請」という。)について、交付金を交付することを決定したときは、名張市多面的機能支払交付金交付決定通知書(様式第3号)により当該活動組織等に通知をするものとする。

(変更申請等)

第6条 前条の規定による交付決定を受けた活動組織等(以下「交付活動組織等」という。)は、交付対象活動の内容を変更し、又は交付対象活動を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ名張市多面的機能支払交付金変更等承認申請書(様式第4号。以下「変更等承認申請書」という。)を市長に提出することにより申請しなければならない。

2 交付活動組織等は、前項の規定による申請を行う場合において、交付対象活動の内容を変更しようとするときは、変更等承認申請書に変更収支予算書(様式第5号)を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請を審査し、適当であると認めるときは、名張市多面的機能支払交付金変更等承認通知書(様式第6号)により、その交付活動組織等に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請の取下げは、第5条の規定による交付決定の通知を受けた日から20日以内に行うものとし、交付活動組織等は、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請の取下げがあったときは、第5条の規定による交付決定は、なかったものとみなす。

(実施状況の確認)

第8条 市長は、国要領第1の9又は第2の12の規定に基づき実施状況の確認を行い、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

2 前項の確認を求められた者は、当該確認の求めに応じるほか、同項の指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言を踏まえた交付対象活動の改善を行わなければならない。

(完了実績報告)

第9条 交付活動組織等は、第5条の規定による交付決定のあった年度の3月31日までに国要綱別紙1の第5の7又は別紙2の第5の8に定めるところにより、名張市多面的機能支払交付金完了実績報告書(様式第7号)に、活動記録、金銭出納簿、実施状況報告書、三重県型自立・協創に向けた地域活動に係る実施状況報告書、記録写真、領収書、出納帳の写しその他収支の明細が分かるもの、通帳の写しその他必要な書類を添えて、実施状況の報告をしなければならない。

(交付金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合において、交付金の額を確定したときは、名張市多面的機能支払交付金の額の確定通知書(様式第8号)によりその旨を交付活動組織等に通知するものとする。

(交付金の交付等)

第11条 交付活動組織等は、前条の規定により交付すべき交付金の額が確定したときは、名張市多面的機能支払交付金精算払請求書(様式第9号)を提出することにより、市長に交付金の交付を請求するものとする。ただし、市長が交付金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めるときは、名張市多面的機能支払交付金概算払請求書(様式第10号)により、概算払請求をすることができる。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに交付金を交付するものとする。

(交付金の返還)

第12条 市長は、規則第20条第1項の規定による交付の決定の取消しを行った場合のほか、国要綱別紙1の第9若しくは別紙2の第9に定める返還を求める事由が生じた場合又は第6条第1項の規定による活動の廃止があった場合は、国要領第1の15の(2)ア又は第2の19の(2)アに定めるところにより、交付金を返還させることができる。

2 前項の規定による交付金の返還を求められた者は、市長が定める期日までに、当該交付金を市長に返還しなければならない。

(交付金の持ち越し)

第13条 交付活動組織等は、事業計画に定める活動期間内において、各会計年度の終了時点で生じ

た農地維持活動又は資源向上活動に係る交付金の残額を翌会計年度の経理に含めることができるものとする。

- 2 前項の規定による交付金の持ち越しを行おうとする交付活動組織等は、市長の定める期日までに、国要領第1の11の(3)又は第2の14の(3)に定めるところにより実施状況報告書を市長に提出することにより、実施状況を報告しなければならない。

(交付金の精算)

第14条 第11条第2項の規定による交付金の概算払を受けた交付活動組織等は、第9条の報告において当該交付金に残額が生じた場合は、国要領第1の11の(1)又は第2の14の(1)の規定により、これを市長に返還しなければならない。

(交付金に係る会計経理等)

第15条 交付金の交付を受けた交付活動組織等は、別表2の交付金欄に掲げる1の経費と2の経費とを区分して経理しなければならない。

- 2 前項の規定は、第13条の交付金の持ち越しについて準用する。

- 3 交付金の交付を受けた交付活動組織等は、国要領第1の7の(3)及び第2の9の(4)に定めるところにより、会計経理を適正に行うとともに当該交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間経理書類を保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別表1 (第3条関係)

農地維持活動及び資源向上活動

交付の対象となる活動		地目	10アール当たりの交付単価
農地維持活動		田	3,000円
		畑	2,000円
		草地	250円
資源向上活動 (共同)	100%単価	田	2,400円 (2,000円 (※2))
		畑	1,440円

			(1,200円)
		草地	240円 (200円)
	75%単価 (※1)	田	1,800円 (1,500円)
		畑	1,080円 (900円)
		草地	180円 (150円)
資源向上活動（長寿命化）		田	4,400円
		畑	2,000円
		草地	400円

【資源向上活動（共同）の交付単価について】

(※1) 農地・水保全管理支払の共同活動若しくは資源向上活動（共同）を5年間以上実施した対象農用地又は資源向上活動（長寿命化）の対象農用地については、交付単価に0.75を乗じた単価とする。

(※2) 資源向上活動（共同）における「多面的機能の増進を図る活動」に取り組まない場合には、交付単価に6分の5を乗じた（ ）内の単価とする。

組織の広域化・体制強化

区分	1組織当たりの交付単価
3集落以上又は50ヘクタール以上200ヘクタール未満	4万円
200ヘクタール以上1,000ヘクタール未満又は特定非営利活動法人	8万円
1,000ヘクタール以上	16万円

別表2（第15条関係）

交付金	交付金の対象
1 農地維持活動及び資源向上活動（共同）に係る交付金	農地維持活動、資源向上活動（共同）及び組織の広域化・体制強化に係る経費

様式第1号（第4条関係）

第		号	
申請年月日	年 月 日		
年度		第	回

名張市多面的機能支払交付金交付申請書

名張市長 宛て

組織の名称
 代表者の住所
 代表者の氏名

年度名張市多面的機能支払交付金の交付を受けたいので、名張市多面的機能支払交付金交付要綱（平成27年名張市告示第90号）第4条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、この交付金の交付を受けるに当たり、同要綱及び関係規程（名張市補助金等の交付に関する規則（昭和44年名張市規則第4号）、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知）及び三重県多面的機能支払事業実施要領（平成27年4月1日制定）をいいます。）に定める事項に同意し、及び遵守することを誓約します。

記

1. 交付申請金額

(1) 農地維持活動及び資源向上活動（共同）に係る交付金
 _____円

(2) 資源向上活動（長寿命化）に係る交付金
 _____円

様式第2号（第4条関係）

収 支 予 算 書
（ 年 月 日～ 年 月 日 ）

【収入の部】

項 目	金 額	備 考
1 前年度からの持越金 （農地維持活動・資源向上活動（共同））	円	
2 前年度からの持越金 （資源向上活動（長寿命化））	円	
3 農地維持活動・資源向上活動（共同）交付金	円	
4 資源向上活動（長寿命化）交付金	円	
5 利子等	円	
合 計	円	

【支出の部】

項 目	金 額	備 考
1 支出総額（農地維持活動・資源向上活動（共同））	円	
日当	円	
購入・リース費	円	
外注費	円	
その他（ ）	円	
2 支出総額（資源向上活動（長寿命化））	円	
日当	円	
購入・リース費	円	
外注費	円	
その他（ ）	円	
合 計	円	

組織の名称

代表者の氏名 様

名張市長

名張市多面的機能支払交付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度名張市多面的機能支払交付金については、名張市多面的機能支払交付金交付要綱（平成27年名張市告示第90号）第5条の規定により、下記のとおり決定します。

記

1. 交付金額

(1) 農地維持活動及び資源向上活動（共同）に係る交付金

_____円

(2) 資源向上活動（長寿命化）に係る交付金

_____円

2. 交付の条件

- ・交付金の受給対象者は、この交付金に関する関係法令、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号）、三重県多面的機能支払事業実施要領（平成27年4月1日制定）及び名張市多面的機能支払交付金交付要綱に定める事項を遵守するほか、本市の職員から指示があったときはそれに従うこと。
- ・交付金の受給対象者は、交付金の交付決定前に交付対象活動に取り組む場合にあっては、交付決定を受けるまでの期間内に実施した活動において生じたあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で取り組むこと。

第 号	
申請年月日	年 月 日
年度	第 回

名張市多面的機能支払交付金変更等承認申請書

名張市長 宛て

組織の名称
代表者の住所
代表者の氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度名張市多面的機能支払交付金について、下記のとおり変更（中止・廃止）し〔金 円
の追加交付（減額承認）を受け〕たいので名張市多面的機能支払交付金交付要綱（平成27年名張市告示第90号）第6条第1項の規定により申請します。

（中止、廃止又は金額の変更がない場合は、〔 〕の部分を消して使用してください。）

記

1. 変更後交付申請金額

（1）農地維持活動及び資源向上活動（共同）に係る交付金

_____円

（2）資源向上活動（長寿命化）に係る交付金

_____円

2. 変更（中止・廃止）の内容及び理由

様式第5号（第6条関係）

変更収支予算書

（ 年 月 日～ 年 月 日 ）

【収入の部】

（単位：円）

項目	変更前金額	変更後金額	比較		備考
			増	減	
1 前年度からの持越金（農地維持活動・資源向上活動（共同））					
2 前年度からの持越金（資源向上活動（長寿命化））					
3 農地維持活動・資源向上活動（共同）交付金					
4 資源向上活動（長寿命化）交付金					
5 利子等					
合計					

【支出の部】

（単位：円）

項目	変更前金額	変更後金額	比較		備考
			増	減	
1 支出総額 （農地維持活動・資源向上活動（共同））					
日当					
購入・リース費					
外注費					
その他（ ）					
2 支出総額 （資源向上活動（長寿命化））					
日当					
購入・リース費					
外注費					
その他（ ）					
合計					

組織の名称

代表者の氏名 様

名張市長

名張市多面的機能支払交付金変更等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度名張市多面的機能支払交付金については、名張市多面的機能支払交付金交付要綱（平成27年名張市告示第90号）第6条第3項の規定により、下記のとおり変更（中止・廃止）を承認します。

記

1. 変更後交付金額（変更の場合）

（1）農地維持活動及び資源向上活動（共同）に係る交付金

_____円
（変更前交付金額 _____円）

（2）資源向上活動（長寿命化）に係る交付金

_____円
（変更前交付金額 _____円）

2. 承認の条件

（1） 年 月 日付け 第 号の通知で付した条件に従うこと。

年 月 日

名張市長 宛て

組織の名称
代表者の住所
代表者の氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度名張市多面的機能
支払交付金に係る事業を完了したので、名張市多面的機能支払交付金交付要綱（平成27
年名張市告示第90号）第9条の規定により、その実績を報告します。

記

1. 補助事業等の名称： 年度名張市多面的機能支払交付金
2. 完了年月日： 年 月 日
3. 実施の概要及び効果：
4. 添付書類（実施を証する資料）：
 - ・活動記録（国要領様式第1－6号）
 - ・金銭出納簿（国要領様式第1－7号）
 - ・実施状況報告書（国要領様式第1－8号）
 - ・三重県型多面的機能支払事業自立・協創に向けた地域活動に係る実施状況報告書
（三重県多面的機能支払交付金実施要領様式第1－2号）
 - ・記録写真
 - ・領収証、出納帳の写しその他収支の明細が分かるもの
 - ・通帳の写し
 - ・資源向上（長寿命化）関係書類（見積書・請求書・日報（記録写真）等）
 - ・財産管理台帳（国要領様式第1－10号）※必要な場合に限りです。
 - ・その他（ ）

組織の名称

代表者の氏名 様

名張市長

名張市多面的機能支払交付金の額の確定通知書

年 月 日付けの完了報告のあった交付金については、下記のとおり額を確定したので、名張市多面的機能支払交付金交付要綱（平成27年名張市告示第90号）第10条の規定により、下記のとおり額を確定したことを通知します。

記

1. 交付金確定金額

(1) 農地維持活動及び資源向上活動（共同）に係る交付金

_____円

(2) 資源向上活動（長寿命化）に係る交付金

_____円

名張市多面的機能支払交付金精算払請求書

年 月 日

名張市長 宛て

組織の名称

代表者の住所

代表者の氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった 年度名張市多面的機能支払交付金について、名張市多面的機能支払交付金交付要綱（平成27年名張市告示第90号）第11条第1項本文の規定により、下記のとおり精算払によって交付されたく請求します。

記

1. 請求金額

(1) 農地維持活動及び資源向上活動（共同）に係る交付金

_____円

(2) 資源向上活動（長寿命化）に係る交付金

_____円

※既に交付金の概算払を受けていて、交付金の振込口座に変更がない場合は、別添様式の添付を省略することができます。

様式第9号別添
名張市長 宛て

組織の名称
代表者の住所
代表者の氏名

名張市多面的機能支払交付金の交付については、次の口座にお振り込みください。

(1) 農地維持活動及び資源向上活動（共同）に係る交付金

交 付 金	金融機関《ゆうちょ銀行以外》													
	金融機関名										支店名			
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金													
振 込 口 座	預金種別（該当のものにレ印をつけてください）						口座番号（7桁に満たない場合は、右づめで記入）							
	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知													
口 座 名 義	ゆうちょ銀行《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》													
	記号（6桁目がある場合は※部分に記入）						番号（右づめで記入）							
						※								
口 座 名 義	フリガナ													
	口座名義													
	住所													
(〒 -)												都 道	市 区	
												府 県	町 村	

(2) 資源向上活動（長寿命化）に係る交付金

交 付 金	金融機関《ゆうちょ銀行以外》													
	金融機関名										支店名			
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金													
振 込 口 座	預金種別（該当のものにレ印をつけてください）						口座番号（7桁に満たない場合は、右づめで記入）							
	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知													
口 座 名 義	ゆうちょ銀行《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》													
	記号（6桁目がある場合は※部分に記入）						番号（右づめで記入）							
						※								
口 座 名 義	フリガナ													
	口座名義													
	住所													
(〒 -)												都 道	市 区	
												府 県	町 村	

名張市多面的機能支払交付金概算払請求書

年 月 日

名張市長 宛て

組織の名称

代表者の住所

代表者の氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった 年度名張市多面的機能支払交付金について、名張市多面的機能支払交付金交付要綱（平成27年名張市告示第90号）第11条第1項ただし書の規定により、下記のとおり概算払によって交付されたく請求します。

記

1. 請求金額

(1) 農地維持活動及び資源向上活動（共同）に係る交付金

_____円

(2) 資源向上活動（長寿命化）に係る交付金

_____円

※既に交付金の概算払を受けていて、交付金の振込口座に変更がない場合は、別添様式の添付を省略することができます。

様式第10号別添
 名張市長 宛て

組織の名称
 代表者の住所
 代表者の氏名

名張市多面的機能支払交付金の交付については、次の口座にお振り込みください。

(1) 農地維持活動及び資源向上活動（共同）に係る交付金

交 付 金 振 込 口 座	金融機関《ゆうちょ銀行以外》														
	金 融 機 関 名									支 店 名					
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金														
	預金種別（該当のものにレ印をつけてください）						口座番号（7桁に満たない場合は、右づめで記入）								
	□普通 □当座 □別段 □通知														
口 座 名 義	ゆうちょ銀行《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》														
	記号（6桁目がある場合は※部分に記入）						番号（右づめで記入）								
						※									
	フリガナ														
口座名義															
住所	(〒 -)		都 道			市 区			府 県				町 村		

(2) 資源向上活動（長寿命化）に係る交付金

交 付 金 振 込 口 座	金融機関《ゆうちょ銀行以外》														
	金 融 機 関 名									支 店 名					
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金														
	預金種別（該当のものにレ印をつけてください）						口座番号（7桁に満たない場合は、右づめで記入）								
	□普通 □当座 □別段 □通知														
口 座 名 義	ゆうちょ銀行《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》														
	記号（6桁目がある場合は※部分に記入）						番号（右づめで記入）								
						※									
	フリガナ														
口座名義															
住所	(〒 -)		都 道			市 区			府 県				町 村		